

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 松江市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.7%
全職員	60.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	100.0%
本庁課長相当職	97.0%
本庁課長補佐相当職	97.1%
本庁係長相当職	98.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	100.3%
31～35年	97.6%
26～30年	97.0%
21～25年	94.1%
16～20年	88.2%
11～15年	84.4%
6～10年	75.8%
1～5年	88.1%

【説明欄】

- ・性別ごとに「全職員」に対する「任期の定めのない常勤職員」の割合が、男性は67.1%、女性は34.2%となっている。女性は、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」である会計年度任用職員の比率が高く、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。
- ・扶養手当については男性の支給額が多い（対男性比：24.6%）。
- ・時間外勤務手当については、男性の支給額が多い（対男性比：75.7%）
- ・特殊勤務手当及び休日勤務手当については、消防職員に対する支給額が多い。消防職員は男性が多く、特殊勤務手当及び休日勤務手当については男性の支給額が多い。
（対男性比：特殊勤務手当15.4%、休日勤務手当11.9%）

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。